

下請取引適正化推進セミナーテキストの正誤箇所について

平成28年4月に発行の「下請取引適正化推進セミナーテキスト（実践！下請法）」の記載内容に一部誤りがありましたので、下記のとおり訂正致します。

ご利用いただいた皆様にご迷惑をおかけしましたことをお詫び致します。

記

	正		誤
P68 Q5	<p>Q 5.「ボリュームディスカウント等合理的理由に基づく割戻金」とは、どのようなものか。</p> <p>A 「ボリュームディスカウント等合理的理由に基づく割戻金」として考えられるのは、現在のところ、ボリュームディスカウントのみであり、親事業者が、下請事業者に対し、一定期間内に一定数量を超えた発注を達成した場合に、下請事業者が親事業者に支払う割戻金のことである。</p> <p>ボリュームディスカウントに当たると判断は、割戻金支払の対象となる期間、発注数量、割戻金の水準等について考慮する必要があり、これまでの発注実績に比べて多く発注することで、下請事業者に対応の利益を生じさせるものであることが必要である。</p> <p>例えば、直近6か月で10,000個の発注を行っていた場合に、割戻金支払の対象となる期間を1年とし、その間の発注数量を15,000個に設定する場合などは、期間が異なるので合理的なボリュームディスカウントとは認められない。</p>	P68 Q5	<p>Q 5.「ボリュームディスカウント等合理的理由に基づく割戻金」とは、どのようなものか。</p> <p>A 下請法においては、発注時の単価を発注後に引き下げる行為は、下請代金の減額として問題となる。</p> <p>したがって、単価の引下げ交渉が合意に至った際に、既に発注済みのものにまで当該新単価を適用すると、新単価の遡及適用として問題となる。</p> <p>例えば、親事業者と下請事業者とが7月1日に「本年4月1日発注分から新単価を遡って適用する」と合意しても、この合意のとおり4月1日発注分から遡って新単価を適用すれば、下請代金の減額として問題となる。また、親事業者と下請事業者とが6月1日に「本年7月1日納品分から新単価を適用する」と合意しても、この合意前に発注していた7月1日以降の納品分に新単価を適用すれば、下請代金の減額として問題となる。</p> <p>このほか、単価の引下げ交渉中は、発注単価が幾らであるのかが曖昧になりやすいこと（発注書面に下請代金の額を明確に記載することが重要である。）、「〇月〇日の納品分から単価を引き下げる」という交渉を行うと、旧単価で発注されているにもかかわらず、納品時期を判断材料に新単価を適用してしまいやすいことにも留意する必要がある。</p> <p>なお、下請事業者から新単価を記載した見積書が提出されただけでは合意したことにはならないことにも留意する必要がある。</p>